

県内建設企業等による建設新技術等の開発を支援します。

1 趣旨

県内建設企業等の技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を図るため、県内建設企業等が取り組む建設新技術等開発活用について支援します。

2 補助対象者

県内建設企業等（青森県内に本店を置く建設業者又は建設関連業者）が対象となります。

3 支援対象

支援の対象は、従来技術より活用効果の高い建設工事に関連する工法、材料、製品及び自社独自の業務支援ソフトウェア並びに生産性を向上させるための所有技術等改良アイデア等（以下「建設新技術等」という。）を開発し、又は開発しようとするものが対象となります。

4 支援内容

県は、建設新技術等開発意欲のある県内建設企業等に対して、次の支援を行います。

(1) 相談窓口支援

青森県県土整備部監理課内に建設新技術等開発活用に関する相談窓口を設置し、相談内容に応じて関係課と連携して必要な情報提供及び助言等を行います。

(2) 建設新技術開発活用支援

建設新技術等開発活用の初期段階において必要となる、技術的実現可能性、需要予測、開発コスト、開発スケジュール等に係る調査に要する経費の一部について補助します。

5 補助対象経費

外部講師等報償費、外部講師等旅費、研修調査費、調査研究費が対象となります。

6 補助金の額

補助対象経費の3分の1もしくは30万円のいずれか低い額が補助金の額となります。

7 申請方法

実施要領に定める申請書（第1号様式）、概要説明書（第2号様式）及びその他参考資料を青森県県土整備部監理課建設業振興グループに持参又は郵送により提出してください。

8 問合せ及び申請書類提出先

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 県庁北棟3階

青森県県土整備部監理課 建設業振興グループ 電話：017-734-9706

平成31年度 建設新技術開発活用支援事業スケジュール

県内建設企業等が、技術力の強化、公共工事の品質向上及び地域経済の活性化を目的として主体的に取り組む新技術等開発事業について、下記のステップにて支援します！

～建設新技術開発活用支援とは～

■新技術開発・新工法開発・自社独自の業務支援ソフトウェア開発並びに生産性向上のための所有技術等改良アイデア等(=建設新技術等)を有し、開発意欲のある企業に対して、技術的実現可能性、需要、コストなどの調査等に係る費用を補助します。

STEP1

○参加企業の公募・申請書の提出(5月31日(金)まで)

・実施要領をよくお読みになり、事業申請書(第1号様式)及び概要説明書(第2号様式)を監理課へ提出してください。

STEP2

○事業の採択(6月末)

・青森県県土整備部内に審査会を設置し、STEP1で提出した申請書に基づいて、書面審査により支援事業の選定を行います。なお、審査に際して、必要に応じて申請者から申請内容のヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。採択結果は後日通知します。

・事業の採択後、交付要綱第4条に基づき、補助金交付申請書(第1号様式)に補助事業計画書(第2号様式)、収支予算書(第3号様式)を添えて監理課へ提出してください。

STEP3

○事業の実施(7月～翌年3月まで)

・採択後、それぞれの新技術等開発事業を実施していただきます。11月20日(水)までに中間報告を提出していただきます。

STEP4

○報告書提出・経費精算(平成32年3月15日まで)

・事業の実績報告書と経費に関する支出書類等を提出していただきます。